

健生食輸発0315第6号
令和6年3月15日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産赤とうがらしのテブフェンピラド)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和6年3月15日付け健生食輸発0315第2号)に基づき実施しているところである。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、モニタリング通知の別表第2及び別表第3からベトナム産赤とうがらしのテブフェンピラドの項を削除することとしたので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。